

設楽町 J-クレジット創出連携事業仕様書

1 業務の目的

本事業は、設楽町（以下「当町」という。）及び町内事業者（以下「町等」という。）が実施する脱炭素関連事業その他町内における脱炭素化に資する取組により得られる環境価値について、J-クレジット制度に基づくクレジット創出事業の登録から認証、モニタリング及び販売等を総合的に実施し、販売収益の一部を町等に還元することで、町域の脱炭素化を促進することを目的として実施するものである。

2 費用負担

本事業に係る一切の費用については、すべて事業者が負担すること。

※ クレジット申請やモニタリング等を含む一切の費用は、提案のあった還元率による販売収益還元後に事業者が負担する。

3 事業期間

(1) 協定締結期間

令和9年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

ただし、連携協定期間満了日の3か月前までに、町及び受託者のいずれかからの書面による改廃の申入れがないときは、連携協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後についても同様とする。

(2) 協定期間満了後の取扱い

協定期間内に登録されたクレジットについては、当該クレジットの認証対象期間を終えるまでは、協定に基づき取り扱うものとする。

4 業務の内容

町等が実施した取組による環境価値について、事業者が保有するJ-クレジット制度におけるプログラム型プロジェクトを活用したクレジット認証及び販売を行い、その販売収益の一部を町等に還元すること。

町が提示する事業を含め、町内においてJ-クレジット創出を、次の事項を総合的に勘案した上で、町にとって最適な事業構成を提案するものとする。

(1) 提案対象とするプログラム型プロジェクト

町等が実施している脱炭素化に係る主な取組は下記のとおりであり、これを踏まえたプログラム型プロジェクトの提案すること。

なお、J-クレジット制度における適用方法論のうち、「EN-S-006 照明設備の導入」に関するプログラム型プロジェクトの提案は必須とすること。

(町の取組)

- ・住宅用太陽光発電施設設置費補助金の交付

- ・木質バイオマスストーブ等購入費補助金の交付
- ・公共施設または事業所へのLED照明及び高効率空調機器の導入
- ※ 上記以外のプログラム型プロジェクトも提案に加えることは可能。
- ※ 直近の実績については、別紙のとおり。

(2) 実施するプログラム型プロジェクト

実施するプログラム型プロジェクトについては、契約候補者となった事業者の提案内容を踏まえつつ、町と事業者が協議した上で、町が決定する。そのため、契約候補者となった場合であっても、提案内容から変更が生じる可能性があることに留意の上で提案すること。

(3) モニタリングへの対応

モニタリングに当たっては、事業者から直接、対象となる町民又は町内中小企業に連絡し対応することに留意の上で提案すること。

(4) クレジットの販売方法等

事業者は、認証されたクレジットの販売を行い、販売先から購入代金を徴収する。

なお、販売先、販売価格及び取引方法は、町と協議の上で決定するものとし、販売結果については、報告書を作成の上、速やかに町に提出すること。

(5) クレジットの還元方法等

事業者は、クレジットの販売収益の還元について、提案のあった還元率により、町等に還元すること。販売収益の還元時期については、町と協議の上で決定する。

(6) 町における事務負担軽減策

(7) 継続的な事業運用の可能性

5 町と事業者の役割分担

本業務における町と事業者の役割分担については、企画提案書を基本として、協定の締結時に協議の上、決定する。

事業者は、町が実施する必要がある作業について、作業内容、頻度、所要時間及び必要な担当者数等を明確にするものとする。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、関係法令及びJ-クレジット制度に係る規程等を遵守すること。
- (2) 受託者は、J-クレジット制度その他関係制度の変更等について適切に情報収集し、本事業への影響が生じる場合は速やかに町へ報告すること。
- (3) 制度上又は実務上の理由により、当初想定した事業についてJ-クレジット創出が困難となった場合は、代替となる方法又は事業について検討し、町に提案すること。

- (4) 町において必要となる事務については、可能な限り簡素化・効率化を図ること。
- (5) 町が保有する情報及び資料を利用する場合は、適切に取り扱うこと。
- (6) 事業者は、本事業の遂行に当たり知り得た情報を、町の許可なく他に漏らしてはならない。また、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。本事業が終了した後も同様とする。
- (7) 本事業を実施するに当たり、事業者が町との間に取り交わす協定に定める事項を履行しない場合には、町は協定を解除することができる。その場合、既に認証されたJ-クレジットがある場合は、認証対象期間の残存期間と解除日における東京証券取引所のカーボン・クレジット市場日報の基準値段を基に算定した販売収益相当額を一括で町に納入すること。
- (8) 本事業の実施に関して、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、町と協議の上で決定する。

町の取り組みにおける利用実績等

1. 公共施設のLED照明切り替えに係る切替予定施設数及び想定本数

(1) 切替予定数量

施設数	切替予定数（既存蛍光灯等設置数）
94	2,732

※切替本数は予定数量であり、変更の可能性有。

※各施設の切替予定時期については現在調整中であり、実施時期は未定。

※浄水場等の施設も含む。

(2) 直近の切替実績

設楽町役場本庁舎

工事完了年月日：令和8年2月18日

切り替え本数：133本

2. 住宅用太陽光発電施設設置費補助金の交付実績（直近3か年）

実施年度	実施件数（件）
令和7年度	0
令和6年度	0
令和5年度	3

3. 木質バイオマスストーブ等購入費補助金の交付実績（直近3か年）

○補助対象

- ・木質バイオマスストーブ（薪またはペレットを主燃料）
- ・木質バイオマスボイラー（薪、チップまたはペレットを主燃料）

実施年度	実施件数（件）
令和7年度	4
令和6年度	3
令和5年度	4

※いずれも薪を主燃料としたストーブを対象に交付。